

山梨県公報

第二百十号

令和三年

七月二十九日

木曜日

目次

○道路の区域変更……………三九七
○建築基準法に基づく道路位置指定……………三九七

公 告

○令和三年度クリーニング師試験の実施……………三九七
○大規模小売店舗の所在地等の変更の届出……………三九八
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(六件)……………三九九
○土地改良区役員の退任及び就任……………四〇二
○都市計画の変更図書の縦覧……………四〇三
選挙管理委員会
○政治団体の名称等の届出……………四〇四
○直接請求又は解職の請求のための署名を求められない期間……………四〇五
監査委員
○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………四〇五

告 示

山梨県告示第二百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和三年八月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南巨摩郡身延町和田字入山五七一番一地从先から南巨摩郡身延町和田字平林五七六番一四二地先まで	旧	一〇・八 二五二・四	五〇八・五
	新	三六・八 二五二・四	四八一・七

山梨県告示第二百十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年七月十九日
- 二 指定道路の位置 南都留郡富士河口湖町小立字上中道四千九百二十六番四
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 七十九・五メートル

公 告

●令和三年度クリーニング師試験の実施
クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和三年十月二十二日(金) 午前十時から
- 二 試験場所 甲府市朝氣一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合)
- 三 試験科目
 - 1 衛生法規に関する知識
 - 2 公衆衛生に関する知識
 - 3 洗濯物の処理に関する知識

- 4 洗濯物の処理に関する技能
 - (一) 繊維の鑑別に関する技能
 - (二) ワイシャツのアイロン仕上げに関する技能
- 受験資格 クリーニング業法第七条第三項に規定する者
- 5 受験手続
 - 1 提出書類
 - (一) 受験願書
 - (二) 履歴書
 - (三) クリーニング師試験を受ける資格を有することを証する書類（卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長又は地方厚生支局長の認定を受けた者はその認定書の写し等）
 - (四) 写真（出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの）
 - 2 受験手数料 七千円（受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼付し、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）
 - 3 受験願書受付期間 令和三年八月二十三日（月）から同年九月三日（金）まで（以下「受付期間」という。）の山梨県の休日を含め定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとし、4に掲げる受験願書の提出先に持参すること。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は簡易書留郵便で郵送すること（受付期間内の消印のあるものを有効とする。）。
 - 4 受験願書等の提出先 受験願書等は、営業所の所在地又は住所を所管する各保健福祉事務所（保健所）（甲府市にあっては、甲府市健康支援センター）に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課に提出すること。
- 六 試験結果の発表等
 - 1 合格者の発表 令和三年十月二十九日（金）午前九時に山梨県防災新館東側、各保健福祉事務所（保健所）及び甲府市健康支援センターの掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。
 - 2 合否通知書の送付 受験者には、試験結果発表後に合否通知書を郵送する。
- 七 問合せ先

所属	住所	電話番号
山梨県福祉保健部衛生薬務課	甲府市丸の内一丁目六番一号	〇五五―二三三―一四八八
山梨県中北保健福祉事務所（中北保健所）衛生課	韮崎市本町四丁目二番四号	〇五五―一二三―三〇七一
山梨県峡東保健福祉事務所（峡東保健所）衛生課	山梨市下井尻百二十六番地一	〇五五―三二〇―二七五一
山梨県峡南保健福祉事務所（峡南保健所）衛生課	南巨摩郡富士川町鰍沢七百七十一番地二	〇五五―六一二―一八一
山梨県富士・東部保健福祉事務所（富士・東部保健所）衛生課	富士吉田市上吉田一丁目二番五号	〇五五―二四九―〇三三
甲府市健康支援センター生活衛生薬務課	甲府市相生二丁目十七番一号	〇五五―一三三―二五五〇

● 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ富士吉田店 山梨県富士吉田市下吉田九丁目六番一号外
 - 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
山梨県富士吉田市下吉田四千九百三十番	山梨県富士吉田市下吉田九丁目六番一 号外

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市丸の内二丁目十六番四号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番四号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

3 変更の年月日 平成十九年五月一日外

三 届出年月日 令和三年七月十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ都留店 山梨県都留市田原二丁目八百七十六番外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市丸の内二丁目十六番四号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番四号 外一者	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外一者

3 変更の年月日 平成十六年十一月十八日外

三 届出年月日 令和三年七月十二日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
 ノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ葎崎ショッピングセンター 山梨県葎崎市藤井町南下条二百番地

2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番四号	変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
-----	--	-----	---

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市丸の内二丁目十六番四号 外五者	変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外六者
-----	---	-----	--

- 3 変更の年月日 平成十九年二月二十日外
 三 届出年月日 令和三年七月十二日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギノ
 ノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ笛吹店 Aゾーン 山梨県笛吹市石和町広瀬字前田二百二十五番地

2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番四号	変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
-----	--	-----	---

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市丸の内二丁目十六番四号 外二者	変更後	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号 外二者
-----	---	-----	--

- 3 変更の年月日 平成十九年五月一日外
 三 届出年月日 令和三年七月十二日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギ

ノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ笛吹店 Bゾーン 山梨県笛吹市石和

町広瀬字前田二百三十五番地

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社オギノ

代表取締役 荻野寛二

山梨県甲府市丸の内一丁目十六番四号

変更後

株式会社オギノ

代表取締役 荻野寛二

山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社オギノ

変更後

株式会社オギノ

代表取締役 荻野寛二
 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番四号
 代表取締役 荻野寛二
 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

- 3 変更の年月日 平成十九年五月一日
 三 届出年月日 令和三年七月十二日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社オギ

ノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オギノ田富店 山梨県中央市西花輪字村北三

千四百六十一番

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社オギノ

代表取締役 荻野寛二

山梨県甲府市丸の内一丁目十六番四号

変更後

株式会社オギノ

代表取締役 荻野寛二

山梨県甲府市德行一丁目二番十八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市丸の内一丁目十六番四号	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号 外一者
--	--

- 3 変更の年月日 平成十七年五月二十六日外
- 三 届出年月日 令和三年七月十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十九日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

- 令和三年七月二十九日
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
 - 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニクロ甲府店 山梨県甲府市上阿原町五百一十一番地一
 - 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井隆博 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号	変更後 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井隆博 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
--	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更前 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正 山梨県山口市佐山七百七十七番地一	変更後 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正 山梨県山口市佐山一万七百七十七番地一 外一者
--	---

- 3 変更の年月日 平成二十九年三月二十四日外
- 三 届出年月日 令和三年七月十二日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和三年十一月二十九日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、一宮町市之蔵土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	鈴木清孝	笛吹市一宮町市之蔵四百二十八番地	令和三年三月三十一日
理事	山口栄治	笛吹市一宮町市之蔵七百九十番地一	同
同	望月宏司	笛吹市一宮町市之蔵八十四番地一	同
同	堀内文三	笛吹市一宮町市之蔵百十九番	同

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により昭和町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和三年七月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 甲府都市計画道路

二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和三年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
山下利彦後援会「やまびこ会」	山下利彦	山下利彦	南巨摩郡身延町飯富二三五一―二	令和三年六月二十三日	令和三年六月二十四日
中野たかひと・と共に進む会	渡邊 貞夫	古屋 和雄	南都留郡富士河口湖町船津四六二〇―一	令和三年六月二十日	令和三年六月二十五日
中村たくろう後援会	林 讓	古屋 民三	南都留郡富士河口湖町河口一一一九―二	令和三年七月十三日	令和三年七月十三日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党山梨県芙蓉会支部			富士吉田市中曾根一―五―二五	令和三年七月一日	令和三年七月七日
旧				富士吉田市新西原五丁目二―一		

山本 薫	山梨県南巨摩郡富士川町長沢	令和三年七月二十九日 令和四年三月三十一日
関野 孝	山梨県甲府市上町	令和三年七月二十九日 令和四年三月三十一日
松原 創	東京都墨田区八広	令和三年七月二十九日 令和四年三月三十一日
海野 純 矢	山梨県甲府市下飯田	令和三年七月二十九日 令和四年三月三十一日
前田 晋 吾	山梨県甲府市塩部	令和三年七月二十九日 令和四年三月三十一日
深澤 智之	山梨県甲府市若松町	令和三年七月二十九日 令和四年三月三十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番